

## 結婚・離婚・出生・死亡

日本の制度では、外国人も、結婚、離婚、出生、死亡の際には届出が必要です。

また、婚姻届、離婚届、出生届、死亡届などの届出をしたという証明書が必要なときは、届け出た市(区町村)役所に交付申請してください。



### ◆婚姻届

日本で婚姻を成立させる場合は、次の書類が必要です。しかし、出身国によって、または、外国で婚姻を成立させた場合は、添付書類が異なりますので、市民課にお問い合わせください。

#### ①婚姻要件具備証明書

(母国や日本における自国の大使館などが発行する配偶者がいないことがわかるもの)

#### ②国籍が証明できるもの(パスポート等)

#### ③訳文

(①、②の書類が日本語以外で作成されている場合は、日本語の訳文を添付してください。

なお、末尾に翻訳者の住所を記入の上、署名してください。)

#### ④婚姻届出書(成年2名の証人の署名が必要です。)

### ◆離婚届

日本に居住している外国人と日本人夫婦の離婚は、日本の法律により可能です。外国人夫婦が日本の法律で離婚を成立させるには条件があります。

### ◆出生届

両親(婚姻中)とも外国人であっても日本国内で子どもが生まれたときは、14日以内に出生届を市民課に出してください。出生時に両親(婚姻中)のいずれかが日本国籍を有している場合は日本国籍を取得します。子どもの在留資格の申請などの詳しいことは、福岡出入国在留管理局(特別永住者は市民課)にお問い合わせください。

### ◆死亡届

外国人も日本国内で死亡したときは、亡くなってから7日以内に戸籍法で定められた届出人が死亡届を市民課に出してください。届出人の資格などは市民課にお問い合わせください。

結婚・離婚・出生・死亡などの戸籍届出に関するお問い合わせ

太宰府市役所 市民課 TEL:092-921-2121 E-mail: shimin@city.dazaifu.lg.jp